

第2章 計画の基本方向

第1節 基本方針

1 基本理念

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらした。しかし、一方で廃棄物の増大をはじめとする環境への負荷を生み出してきた。また、最終処分場をはじめとする処理・処分施設は、近年確保することが非常に困難な状況である。

このような状況のなか、国では循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法を平成12年6月に施行した。この法律は、形成すべき循環型社会の姿を明確に示し、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明らかにしている。本法では、処理の優先順位が初めて法定化され、ごみの発生を抑制することが、今後、さらに重要視されると考えられる。

また、平成13年4月には「家電リサイクル法」が施行された。この法律は、廃棄される家電製品の適正な処理及び資源の有効な利用を図るために、メーカーや小売業者が協力してリサイクルに取り組むことを目的としている。また、同年4月には「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正も行われた。

環境面では、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されたが、本市においては、平成11年度にダイオキシン類対策を主とした施設の改造を行い、ダイオキシン類等有害物質の排出を抑制し、周辺環境に配慮したごみ処理を実施している。今後、整備していく施設においても、周辺環境に配慮するとともに、整備した施設を有効に利用するため、住民、事業者に対し、資源化・リサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの排出抑制、分別排出の徹底を推進していく必要がある。次に、分別排出されたごみについては、適正に処理し、積極的に資源化を行っていく必要がある。

本市では平成13年に「第4次宝塚市総合計画」を策定し、「人と自然がふれあう、心豊かな美しいまち宝塚」を将来都市像として、各種施策を行っている。また、これを受けて平成18年6月には「第2次宝塚市環境基本計画」を策定し、目標像を「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～」に設定し、以下に示す3つの方向性を示している。

- (1) 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり～炭素半減・ごみゼロ社会～
- (2) 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ
- (3) 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増

上記を踏まえ、本計画における基本理念を以下のように設定する。

基本理念「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」

地球温暖化防止のため、二酸化炭素の発生を抑制する
資源の保全に努めるため、ごみの分別を徹底する
地域の環境衛生を維持するため、適正処理を推進する
暮らしのアメニティーを守るため、必要な施策を推進する

2 計画の基本方向

計画の基本方向を次のように設定する。

(1) 3 R の推進

循環型社会形成推進基本法に定めるごみの減量・資源化の原則に従い、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が連携し、次世代のためにごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを基本に

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）

ごみにせず再使用する（リユース：Reuse）

ごみを再資源化する（リサイクル：Recycle）

の3 Rに取り組み。

(2) 「燃やすごみゼロ社会」を推進

循環型社会の目指すところは、資源の循環を考えれば究極的目標はすべてのごみを焼却しないで資源化を図ることにあり、その推進が基本的方向として定められなければならないが、本計画期間中に達成することは現実的には考えられない。しかし、ごみ政策は常にごみ総量の減量と資源化を目指すべきであり、基本的な方向としては、燃やすごみをゼロとすることを目標とする必要がある。

従って、基本的方向として定め、当面現実的に焼却せざるをえないごみについては、焼却してできるかぎり熱回収をし、焼却灰の資源化する方途も考えなければならない。

(3) 適正処理の確保

3 Rを講じても、なお排出されるごみについては、原則として、その処理責任を負う者が適正処理を推進する。しかし、個々に処理が困難な物については、処理に対する信頼性、継続性を確保する観点から、市の関与による適正処理を目指す。

不法投棄や野外焼却などの不適正処理は、健全な物質循環の流れを乱す原因にもなるほか、周辺環境への負荷も大きく、そうした処理がなされるとその復旧に多大な時間と費用を要することから、その未然防止を徹底する。

(4) 災害時対策の推進

災害時における市民生活を取り戻すためには、廃棄物の適正処理を可能にする対策を推進する。

3 計画目標年度の設定

平成 15 年 3 月に策定した現計画の目標達成状況及び現在の中間処理施設の耐用年数がおおむね今後 10 年と見込まれていることを踏まえて、現計画の後期 5 力年をローリングし、平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までを計画期間とする。

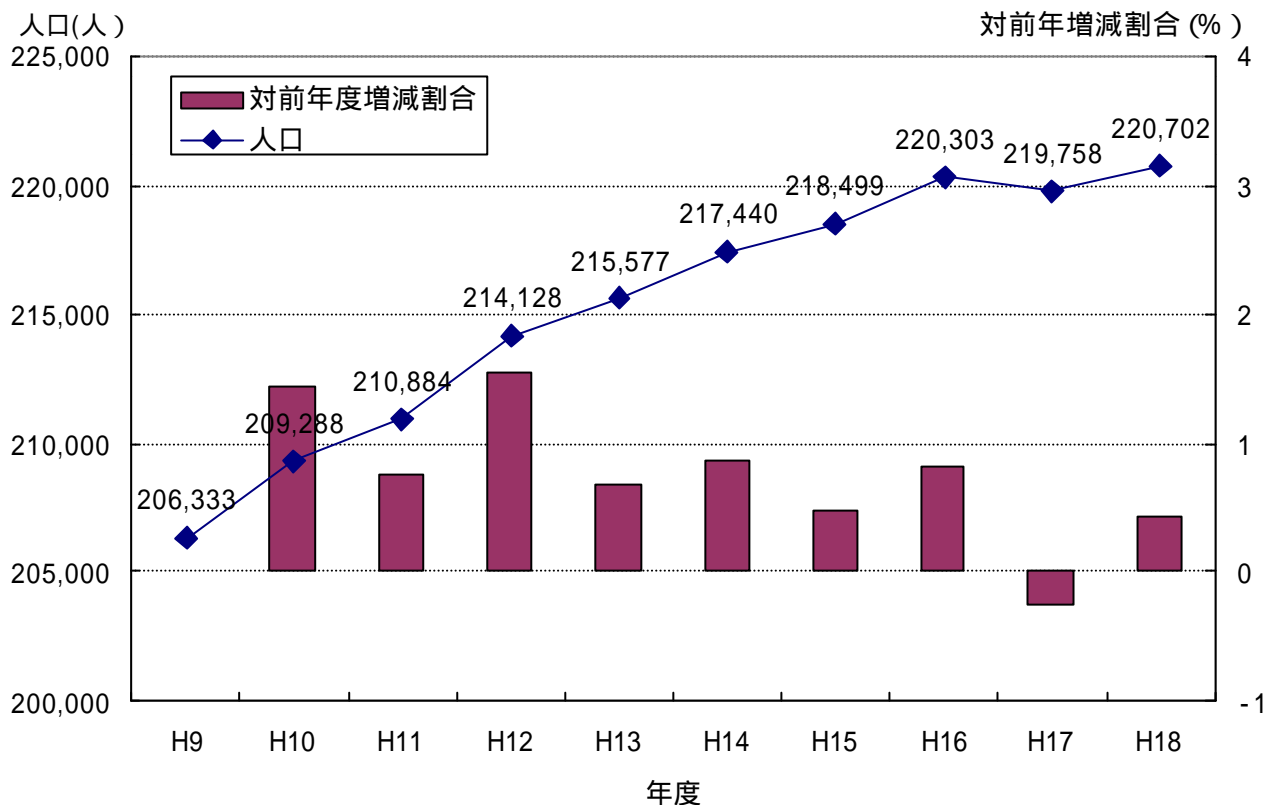
計画目標年度

平成 29 年度

第 2 節 将来人口の予測

1 人口推移

本市の過去 10 年間の人口推移を図 2-2-1 に示す。人口はおおむね増加傾向を示している。



注) 各年度末人口

出典：推計人口（企画財務部 政策室 広聴相談課）より作成

図 2-2-1 本市の人口推移

2 将来人口の予測

(1) 将来人口推計

第 4 次宝塚市総合計画 後期基本計画において平成 27 年までの推計がなされているので、その推計値 225,591 人を参考にして、平成 29 年度末の人口推計値を 225,066 人とした。

(2) 高齢者人口の推計

総合計画では平成 27 年度の高齢者人口は 57,313 人と推計し、高齢化率は 25.4% で実に 4 人に 1 人は高齢者という超高齢社会が現実のものになっている。

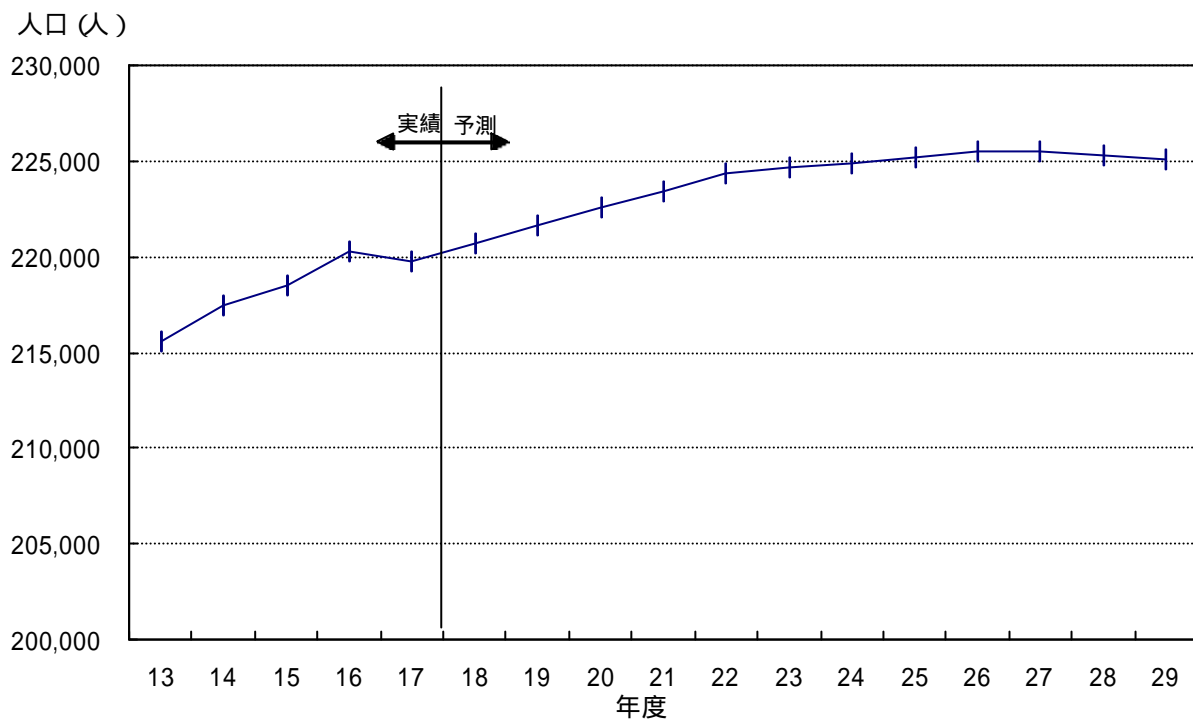


図 2-2-2 将来人口の予測結果

表 2-2-1 年齢 3 階級別人口の推移予測

実数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	213,037	219,853	224,246	225,591
0～14歳	31,943	32,167	33,204	32,229
15～64歳	148,477	147,376	142,791	136,049
65歳以上	32,618	40,310	48,251	57,313

出典：推計人口（企画財務部 政策室 広聴相談課）

3 産業構造の変化

国全体においては、少子高齢化の進展とともに産業構造も穏やかに変化していくものと考えられるが、本市においては、計画期間中の急激な変化はないものとして計画を定める。

第3節 ごみ排出量の予測

1 予測条件の設定

(1) 前提条件

現状の趨勢（施策についても現状どおり）で推移した場合とする。

(2) 予測方法

収集形態別に過去6年間の実績に基づき5つの予測式（一次傾向線（直線）、分数曲線、自然対数曲線、べき乗曲線、指数曲線、ロジスティック曲線）により推計し、相関係数等総合的に勘案して採用予測曲線を設定した。

2 家庭系ごみ及び事業系ごみの区分

本市から排出されるごみを、表2-3-1に示すように区分する。

表2-3-1 家庭系ごみ及び事業系ごみの区分

			家庭系ごみ	事業系ごみ	備考
収集ごみ	市収集ごみ	直営		-	29%
		委託		-	71%
	許可業者収集ごみ		-		
一般持込ごみ	家庭系			-	
	事業系		-		

3 家庭系ごみ量・事業系ごみ量の予測

(1) 排出形態別予測

表2-3-2 排出形態別予測結果

区分 / 年度		実績		予測	
		平成 13 年度	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
排出形態別 (t/日)	収集ごみ	139.52	138.73	136.71	134.97
	許可業者ごみ	43.12	42.40	42.87	41.77
	一般持込ごみ	18.65	24.13	26.83	28.04
	計	201.29	205.26	206.41	204.78
	集団回収	23.48	30.03	33.09	33.56
ごみ種別 (t/日)	燃やすごみ	158.76	158.29	146.92	144.58
	かん・びん	9.68	7.86	8.55	8.44
	紙・布	9.85	7.86	8.43	8.37
	ペットボトル	0.92	1.32	1.33	1.31
	プラスチック類	-	-	9.72	9.61
	小型不燃ごみ	4.06	4.52	4.18	4.14
	可燃粗大ごみ	3.20	5.35	5.80	6.14
	不燃粗大ごみ	1.95	3.38	3.60	3.78
	植木ごみ	12.87	16.68	17.88	18.41
	計	201.29	205.26	206.41	204.78
1人1日平均 排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ	656.92	647.54	632.51	627.10
	集団回収	108.91	136.07	147.10	149.09
	計	765.83	783.61	779.61	776.19
	収集ごみ	647.20	628.57	607.80	599.70
	燃やすごみ	736.44	717.19	653.20	642.41

注) 平成 19 年度より開始したプラスチック類の分別については、分別に伴う減量効果を考慮していない

第4節 ごみ減量化・資源化目標値の設定

1 目標年次の設定

現計画の基準年を平成13年度としており、整合を図るために5年後である平成18年度を基準年として、平成29年度を目標年次とする。

基準年：平成18年度（2006年度）

目標年次：平成29年度（2017年度）

2 減量化・資源化目標値の設定

減量化・資源化目標値の設定については、2章1節に定めた基本理念に基づき、循環型社会の構築を目指し、3R及び適正処理の考え方に立った目標値とする。

（1）ごみの発生抑制に関する目標（Reduce）

家庭系ごみ：1人1日平均排出量を15%（100g）削減

事業系ごみ：1事業所あたり平均排出量を現状より15%削減

プラスチック類の分別収集に伴う燃やすごみの減量施策と排出量全体の減少量については、平成19年4月から9月までの実績より相関関係がうかがえる。燃やすごみを減量し、あわせて各種施策を展開することにより、おおむね15%程度の排出抑制は実現可能であると考えられる。

（2）リサイクルに関する目標（Reuse, Recycle）

資源化目標：資源化率 40%以上（集団回収を含む）

資源化率については、東京都下の先進都市である調布市43.6%、小金井市39.6%、三鷹市37.1%と3市が40%前後のレベルにあることを参考に、本計画の前期には30%を目標としながら、目標年次には40%を目標にして取り組む。

（3）適正処理の目標

次期処理施設稼働時には、中間処理における焼却からの脱却を目指し、燃やすごみゼロを目標として、一炉運転継続を目指す。

焼却処理量：燃やすごみを前期で30%減量する

比較的燃やすごみの減量が進んでいる東京都下の都市上位3市の一人一日あたりの量（平成17年度）は小金井市477.9g、日野市505.6g、調布市515.1gとなっており、おおむね500gが先進都市の実績であると考えられ、本市の実績のおおよそ70%となっている。

また平成17年度比で平成19年度には燃やすごみの30%を達成することを目標に取り組んできた経過をふまえると、本計画の前期では30%の減量を達成すべきである。

さらに目標年次が次期中間処理施設の建設に取りかかることを検討しなければならない時期であることも念頭において考えると、計画期間の終期には50%の減量を目標とした取組が求められている。

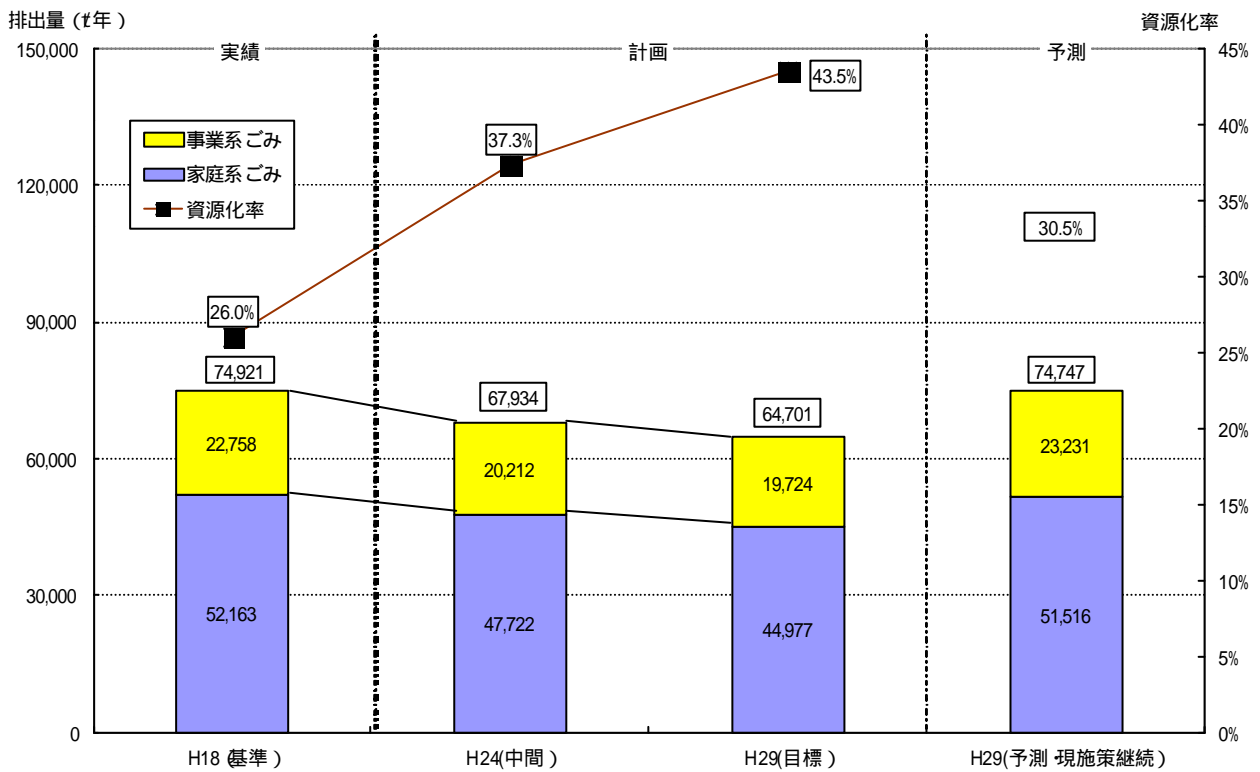
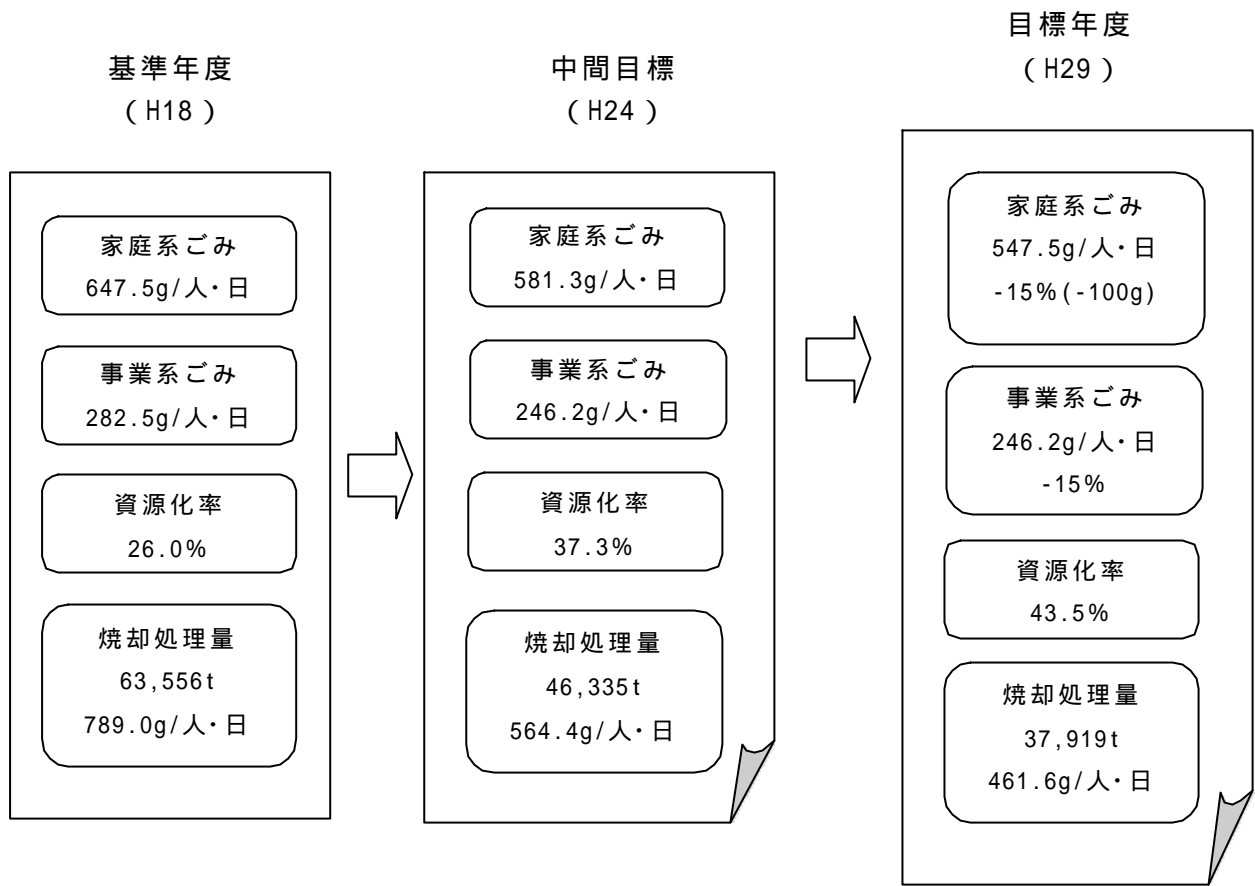


図 2-4-1 予測結果と目標値の関係